

2 産経創第 25-1 号
令和 2 年（2020 年）5 月 5 日

長野県商店街振興組合連合会 理事長 様
長野県商店会連合会 会長 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部
本部長 阿部 守一

緊急事態宣言の期間の延長を受けた長野県としての対応等の周知について（依頼）

日頃は、長野県行政にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、5月4日、政府において緊急事態措置を実施すべき期間が5月31日まで延長されるとともに、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が改定されました。

これを受けて、長野県では、別紙1のとおり「緊急事態宣言の期間の延長を受けた長野県としての対応について」を策定しました。つきましては、内容について御承知いただくとともに、会員企業等への周知をお願いします。

また、別紙2のとおり「新型コロナウイルス感染症・感染防止対策の徹底のための留意点について」も作成しました。今後、政府において、業種ごとのガイドラインを取りまとめることとされていますが、当面は、別紙2の「3. 感染拡大防止のための対策」が会員企業等において確実に実践されるよう、周知徹底をお願いします。

さらに、影響を受けている企業に対して、別紙3のとおり支援策を講じておりますので、合わせて周知をお願いします。

長野県産業労働部産業立地・経営支援課 創業・サービス産業振興室 担 当 （室長）丸山 祐子 （担当）丸山 一博 電 話 026-235-7194（直通） F A X 026-235-7496
--